

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（変更案）

目 次

ページ

1	I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	1
2	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	1
3	1 基本的な考え方	1
4	2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	2
5	3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性	5
6	第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施	7
7	1 制度上の区分に応じた保護及び管理	8
8	2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方	11
9	3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進	12
10	第三 特定計画制度の推進	13
11	1 特定鳥獣の適切な保護及び管理	13
12	2 地域における取組の充実	15
13	3 休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用	15
14	4 入猟者承認制度	16
15	第四 人材の育成・確保	16
16	1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保	16
17	2 研修等による人材育成	17
18	3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用	18
19	第五 鳥獣保護区の指定及び管理	18
20	1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理	18
21	2 鳥獣保護区における保全事業の推進	19
22	3 環境教育等の推進	20
23	第六 狩猟の適正化	20
24	1 基本的な考え方	20
25	2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実	20
26	3 網猟とわな猟の適切な実施	20
27	4 狩猟者の確保	21
28	5 鳥類の鉛中毒の防止	21
29	第七 傷病鳥獣の取扱い	21
30	第八 鳥獣への安易な餌付けの防止	22
31	第九 国際的取組の推進	22
32	第十 感染症への対応	22
33	第十一 関係主体の役割の明確化と連携	23
34	1 関係主体ごとの役割	23
35	2 関係主体の連携	25
36	第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	25
37	1 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣	25
38	2 国の鳥獣捕獲許可の許可基準	26
39	3 輸入鳥獣の取扱いの適正化	26
40	4 愛玩飼養の取扱い	26

1		
2	II	希少鳥獣の保護に関する事項
3	第一	希少鳥獣の保護及び管理…………… 27
4	第二	希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項…………… 27
5	1	計画の対象とする鳥獣…………… 27
6	2	計画の期間…………… 27
7	3	計画の対象地域…………… 27
8	4	保護又は管理の目標…………… 28
9	5	保護事業又は管理事業…………… 28
10	6	計画の記載項目…………… 29
11	7	計画の作成及び実行手続…………… 30
12	8	計画の見直し…………… 30
13		
14	III	鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項…………… 31
15	第一	鳥獣保護管理事業計画の計画期間…………… 31
16	第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項…………… 31
17	1	鳥獣保護区指定の目的と意義…………… 31
18	2	鳥獣保護区の指定方針…………… 31
19	3	鳥獣保護区の指定区分及び指定基準…………… 32
20	4	特別保護地区の指定…………… 34
21	5	特別保護指定区域…………… 34
22	6	休猟区の指定…………… 35
23	7	鳥獣保護区の整備等…………… 35
24	第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項…………… 36
25	1	鳥獣の人工増殖…………… 36
26	2	放鳥獣等…………… 36
27	第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項…………… 37
28	1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方…………… 37
29	2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定…………… 38
30	3	学術研究を目的とする場合…………… 42
31	4	鳥獣の保護を目的とする場合…………… 44
32	5	鳥獣の管理を目的とする場合…………… 45
33	6	その他特別の事由の場合…………… 51
34	7	鳥類の飼養登録…………… 53
35	8	販売禁止鳥獣等の販売許可…………… 54
36	第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項…………… 54
37	1	特定猟具使用禁止区域…………… 54
38	2	特定猟具使用制限区域…………… 55
39	3	猟区…………… 55
40	4	指定猟法禁止区域…………… 55
41	第六	特定計画の作成に関する事項…………… 56
42	1	計画作成の目的…………… 56
43	2	対象鳥獣…………… 56
44	3	計画期間…………… 57

1	4	対象地域	57
2	5	保護又は管理の目標	57
3	6	保護事業又は管理事業	58
4	7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	60
5	8	計画の記載項目及び様式	61
6	9	計画の作成及び実行手続	62
7	10	計画の見直し	64
8	11	計画の実行体制の整備	64
9		第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	65
10	1	鳥獣保護対策調査	65
11	2	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	66
12	3	狩猟対策調査	66
13	4	鳥獣管理対策調査	67
14		第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	67
15	1	鳥獣行政担当職員	67
16	2	鳥獣保護管理員	67
17	3	保護及び管理の担い手の育成	68
18	4	鳥獣保護センター等の設置	69
19	5	取締り	69
20	6	必要な財源の確保	69
21		第九 その他	70
22	1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	70
23	2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	70
24	3	狩猟の適正管理	70
25	4	傷病鳥獣救護の基本的な対応	70
26	5	安易な餌付けの防止	72
27	6	感染症への対応	72
28	7	普及啓発	72
29			
30		IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項	74
31		第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項	74
32	1	目的	74
33	2	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する事項	74
34		第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項	74
35	1	背景及び目的	74
36	2	対象鳥獣の種類	75
37	3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	75
38	4	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	75
39	5	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	75
40	6	指定管理鳥獣捕獲等事業の内容	75
41	7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制	77
42	8	住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	77
43	9	その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	77
44		第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続	78

1	1	関係地方公共団体との協議	78
2	2	利害関係人の意見の聴取	78
3	3	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告	78
4	4	国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続き	79
5	5	国の機関が実施する場合の手続き	79
6	第四	指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方	79
7	1	委託先の考え方	79
8	2	委託契約のあり方及び考慮すべき事項	80
9	3	従事者証の交付	80
10	第五	夜間銃猟の実施に関する作業計画	80
11	1	夜間銃猟の委託と作業計画の作成	80
12	2	夜間銃猟の実施手続き	81
13	第六	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価	82
14			

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものである。

しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

特に、近年、ニホンジカやイノシシ等の種において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が起こっており、たとえ環境収容力内の生息密度であっても、生態系や農林業等への被害が深刻な状況となっている。これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置したり、加害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。

さらに、環境省及び農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息頭数を10年後（平成35年度）までに半減することとした。また、同じく両者は、平成26年4月の「被害対策強化の考え方」において、10年後（平成35年度）までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すとした（いずれも侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む）。今後、これらの考え方を踏まえた鳥獣の管理を強化することが必要である。

こうした状況に対応するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」が改正され、平成27年 月に施行されることとなった。改正に伴い、法律の題名は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となった。以下、本指針（以下「基本指針」という。）においては、改正後の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を「法」という。

なお、従前より、直接対象とする鳥獣のみならずその他の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、必要に応じて個体群管理や生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥獣種の個体群、及び当該個体群と人間との関係を適正な状態に誘導することを広く「管理」等と呼んでいた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、「鳥獣の保護」とは、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展

1 を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範
2 囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」
3 と定義されており、従前の意味での「管理」を図るための具体的な手段を示す用語
4 として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を位置付けている。本基本指針におい
5 ては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の定義による用語として使用する
6 ものとする。

7 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58
8 号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則
9 等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。

10 さらに、鳥獣の保護及び管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条
11 約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重
12 要な要素であることにも留意することが必要である。

13 加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による
14 農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第
15 134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層
16 の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の
17 促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性
18 保全活動等を推進することが必要である。

19 また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体
20 数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、
21 狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣
22 接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等
23 の狩猟の適正化を図ることも求められている。

24 こうしたことを踏まえ、鳥獣保護管理事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの
25 の視点で関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又
26 は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化
27 するという、鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施するものとする。

28 また、鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然
29 界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を
30 前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や第
31 一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）
32 の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適
33 正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の
34 健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵
35 沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

36 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

37 (1) 鳥獣の保護及び管理

38 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国
39 的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系、生活環境、農林水産業等へ
40 の被害が一層深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅
41 のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。また、餌
42 の豊凶が個体数又は生息域に大きく影響を与える場合も見られている。

43 このような状況の中で、46都道府県で131の特定鳥獣保護管理計画（平成26年

1 4月1日現在。改正前の鳥獣保護法に基づく計画。)が作成され、科学的・計
2 画的な鳥獣保護管理が進展してきたが、ニホンジカ及びイノシシでは生息分布
3 域の大部分で特定鳥獣保護管理計画が作成されてきた一方で、その他の種につ
4 いては、計画策定が効果的と思われる都道府県においても策定されていない場
5 合がある。

6 また、特定鳥獣保護管理計画に基づく科学的・計画的な保護管理の推進によ
7 り、計画の策定や評価のための継続的な調査や、個体数調整のための捕獲や被
8 害防除対策が進んでいる地域もあり、一定の成果がみられるが、多くの都道府
9 県では、個体数の減少や被害の低減といった特定鳥獣保護管理計画の目標の達
10 成に至っていない。これは、目標設定の方法や目標達成の手段に課題があるこ
11 とに加え、モニタリングやその結果を踏まえた計画の見直しが不足しているた
12 めと考えられる。さらに、目標達成の手段としての捕獲については、狩猟者登
13 録をして行う狩猟や農林水産業被害対策として行う捕獲に期待する計画が多
14 く、本来都道府県に求められている個体群管理に必要な調査や捕獲が十分に進
15 んでいない場合もある。このため、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対
16 策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ること
17 に加え、これまで以上に計画策定者である都道府県による主体的な対策の実施
18 が求められる。加えて、鳥獣の保護及び管理は自然界という不確実な対象を取
19 り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、よりの確な
20 ものへと見直す順応的な保護及び管理の推進が求められている。

21 また、個体群が広域に分布する鳥獣の保護及び管理については、地域個体群
22 ごとの広域的な鳥獣の保護及び管理が課題となっている。広域的な保護又は管
23 理の指針(以下「広域指針」という。)については、現在作成されているのは
24 カワウ2地域、クマ1地域、ニホンジカ1地域であり、特定計画への反映も含
25 め一層の推進が必要である。さらに、市町村等での地域ごとの取組の強化が課
26 題となっている。

27 平成26年の法改正により、従来の都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計
28 画は、都道府県知事が定める

29 ア その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣
30 (第一種特定鳥獣)の保護に関する計画(第一種特定鳥獣保護計画)

31 イ その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣
32 (第二種特定鳥獣)の管理に関する計画(第二種特定鳥獣管理計画)

33 及び、環境大臣が定める

34 ウ 国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)の保護に関
35 する計画(希少鳥獣保護計画)

36 エ 特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲
37 が拡大している希少鳥獣(特定希少鳥獣)の管理に関する計画(特定希
38 少鳥獣管理計画)

39 に再整理し、従来の特定鳥獣保護管理計画を、いずれかの計画として新たに
40 作成することとなった。

41 これらの計画を適切に作成及び実施していくためには、科学的・計画的な鳥
42 獣の保護及び管理に係る専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び
43 確保が必要である。特に、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する者を都道府
44 県の鳥獣行政担当職員に配置することや、認定鳥獣捕獲等事業者制度の適切な

1 運用等により鳥獣管理の担い手を確保することが求められる。

2 なお、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定
3 の基準に適合していることについて、都道府県知事が認定した認定鳥獣捕獲等
4 事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣の管理
5 の担い手になることが求められており、その育成・確保が課題となっている。

6 (2) 鳥獣保護区

7 国指定鳥獣保護区については渡り鳥の生息地等として国際的に重要な湿地等に
8 係る指定箇所数が増加している一方、都道府県指定鳥獣保護区については鳥獣に
9 よる農林水産業被害等の深刻化等を背景に近年では指定箇所数が微減傾向となっ
10 ている。鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の管理の取組等により鳥獣保護
11 区の指定についての地域の理解を促進し、生息環境の維持・改善はもとより、被
12 害の軽減も図る必要がある。

13 (3) 鳥獣保護管理員

14 鳥獣保護管理事業の実施を補助する者として都道府県に置かれている鳥獣保
15 護管理員については、その新たな役割として鳥獣の保護及び管理についての助
16 言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が期待されており、専門性の
17 確保が課題となっている。

18 (4) 狩猟

19 鳥獣の管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待され
20 ている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣の管理に関する
21 専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となってい
22 る。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、猟具の適切な取
23 扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。

24 (5) 有害鳥獣捕獲

25 地域ぐるみで、鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止
26 を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の
27 充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、隣接地域との連携、狩猟者
28 による技術指導等を一層推進することが重要となっており、国及び地方公共団体
29 における鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。

30 また、わなの利用状況、捕獲状況、安全確保等について、実態や課題の把握を
31 行い、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制の
32 あり方を検討することが求められている。

33 (6) 国際的な取組の状況

34 渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、我が国は、米国、オーストラリア、
35 ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協
36 力会合において、条約・協定の締結に向けて取り組んでおり、これらに基づき、
37 渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や共同研究等を進めてい
38 る。また、これまでに「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進に努めて
39 きた結果、アジア太平洋地域におけるシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の
40 重要生息地ネットワークが構築され、渡り鳥及びその生息地に関する普及啓発や
41 保全のための取組等の国際協力が進展してきた。平成18年には、当該地域の渡り
42 鳥保全を更に推進するために同戦略は発展的に解消され、「東アジア・オースト
43 ラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足している。

44 さらに、平成24年に開催された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地

1 に関する条約（ラムサール条約）」第11回締約国会議までに46か所の国内湿地が
2 ラムサール条約湿地として登録され、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地
3 の保全及び賢明な利用の推進が図られている。

4 しかし、国境を越えて移動する渡り鳥については、その生息状況に不明な点
5 が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性
6 あることから、国際的な協力により生息状況の把握や保全のための方策について
7 検討を進める必要がある。また、国内の一部では、生息環境の悪化により渡り鳥
8 の渡来数が減少している事例も見られる。こうした状況の下で、国内の鳥獣保護
9 区の適切な指定及び管理により鳥獣の生息地及び生息環境を保護していくこと、
10 生息環境が悪化した場合に指定目的に照らして当該鳥獣保護区を指定した国又は
11 都道府県において必要があると認めるときには環境の改善のための事業等を実施
12 していくこと、さらには環境教育への活用等の取組を進めていくことが求められ
13 ている。

14 (7) 鳥獣の流通等

15 国内で違法に捕獲した鳥類を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されて
16 おり、さらに、愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個
17 体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。

18 (8) 感染症

19 高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する人獣共通感染症のみ
20 ならず、口蹄疫のような家畜と野生鳥獣に感染し、人には感染しない感染症に
21 ついても、野生鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関
22 心が高まっている。感染症対策は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の
23 担当部局等と連携して実施することが必要であり、鳥獣行政担当部局において
24 は、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

26 3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性

27 上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と
28 鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護管理事業を次のとおり実施す
29 るものとする。

30 (1) 生物多様性の保全

31 鳥獣保護管理事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥
32 獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用及び捕獲等事業の実施等
33 を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保
34 護管理事業が適切に実施されなければ、ニホンジカ等の増加による植物又はそ
35 れに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様
36 性に深刻な影響を与える。このことから、鳥獣保護区及び特別保護地区、更
37 には休猟区や法第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特
38 定計画の策定及び適切な実施、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第14
39 条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、法第18条に基づく捕獲等をし
40 た鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づく鳥獣保護区における保全事業の適
41 切な実施等に努めるものとする。

42 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築

- 43 ① 第一種特定鳥獣保護計画及び希少鳥獣保護計画による鳥獣の適切な保護
44 全国的に生息数が減少し、絶滅のおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグ

1 マのように地域個体群によっては生息域の縮小や分断等により地域的に絶滅
2 のおそれが生じているか、又は減少する可能性がある鳥獣については、安定
3 して存続可能な個体数を回復又は維持できるよう、生息環境の整備や捕獲等
4 の制限等による保護の取組が必要である。

5 このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について、都道府県は第一
6 種特定鳥獣保護計画を作成して、適切な保護の推進を図るものとし、第一種
7 特定鳥獣保護計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化
8 と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材
9 の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第12条第2項
10 に基づく鳥獣の捕獲等の制限等の活用を図るものとする。

11 また、希少鳥獣については、国は必要に応じて希少鳥獣保護計画を作成し
12 て、希少鳥獣の保護を図るものとする。

- 13 ② 第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画による鳥獣の適切な管理
14 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川
15 の大型魚食性鳥類の生息分布が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生
16 態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対
17 策の実施とともに、在来種の場合にあっては地域個体群の存続を図りつつ、適
18 正な生息数に誘導する等、適切な鳥獣の管理が必要となる。

19 また、希少鳥獣であっても、局地的な生息数の増加により、農林水産業等被
20 害が深刻であって、計画的な管理を進める必要がある種もある。

21 このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について都道府県は第二種特
22 定鳥獣管理計画を作成して、適切な管理の推進を図るものとし、第二種特定鳥
23 獣管理計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、
24 広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とそ
25 の活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条に基づく第二種特定
26 鳥獣に係る狩猟の特例や、法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業等の
27 活用を図るものとする。

28 また、希少鳥獣については、国が必要に応じて特定希少鳥獣管理計画を作成
29 して、特定希少鳥獣の管理を図るものとする。

- 30 ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化

31 国は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、
32 生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であっ
33 て、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ
34 広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く）について、指定管
35 理鳥獣に指定するものとする。都道府県は、当該都道府県内における指定管
36 理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて、第二種特定鳥獣
37 管理計画及びそれに基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成
38 し、必要な捕獲等を主体的に実施するよう努めるものとする。

- 39 ④ 狩猟の役割とその適正化

40 狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲等の担い手とい
41 う役割を果たしている。このような社会的役割について普及啓発を行うとと
42 もに、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の
43 適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図り、狩猟者に対して法を始めと
44 する関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の

1 徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

2 ⑤ 科学的・計画的な保護及び管理の進め方

3 人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護及び管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護及び管理はもとより、個別の有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。

8 ⑥ 科学的・計画的な保護及び管理を支える基盤の整備

9 鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理の推進を図るためには、生態学的な考え方に基づいた事業の実施やモニタリング、事業実施結果の評価等が不可欠であり、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携、鳥獣保護センターの活用を図る等、組織体制の充実に努めるものとする。

14 また、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する都道府県行政職員の育成・配置に努めるとともに、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護管理員、技術者及び鳥獣の保護及び管理の一端を担う狩猟者の育成を図り、あわせて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、地域における個体数推定等の生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護及び管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、あわせて、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、鳥獣の捕獲等を行う事業者の育成に努めるものとする。

23 (3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護管理事業の普及啓発等

24 鳥獣保護管理事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これらを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やNGOとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業等に係る被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。

31 特に、鳥獣管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためには、鳥獣の生息状況及び被害状況とそれらを踏まえた対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

34 また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り食肉等に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き替えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことも重要である。

38 (4) 関係主体の役割の明確化と連携

39 国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護管理事業の効果的な実施を図るものとする。

43 **第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施**

44 以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進めるものとする。

1 制度上の区分に応じた保護及び管理

(1) 希少鳥獣等

① 対象種

希少鳥獣は、法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。さらに、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も対象とし、適切な保護又は管理手法が確立した段階で対象種を見直すものとする。なお、都道府県は鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努めるものとする。

特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県においても、実情に応じた都道府県希少鳥獣を鳥獣保護管理事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護又は管理に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第7項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

1 ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

2 イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、
3 かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個
4 体数の抑制が期待できるもの。

5 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影
6 響を及ぼすおそれのないこと。

7 ② 保護及び管理の考え方

8 狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基
9 礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

10 また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通
11 じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとし
12 る。

13 国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、環境省が作成したレッドリス
14 ト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、捕獲等の制限を行うとともに、必要に
15 応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、地域的
16 な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護管
17 理事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲
18 等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るも
19 のとする。

20 ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に
21 海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものと
22 する。

23 さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣につい
24 て、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施によ
25 り、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図るものとする。

26 (3) 外来鳥獣

27 ① 対象種

28 本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣と
29 する。

30 ② 管理の考え方

31 外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの
32 調査等により、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について
33 把握に努めるものとする。農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥
34 獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害
35 鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

36 また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に
37 関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特
38 定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の指定と防除の公示を行い、防
39 除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

40 なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水
41 産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、当該地域において必要に
42 応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

43 (4) 指定管理鳥獣

44 ① 対象種

1 指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が
2 拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を
3 及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被
4 害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的
5 に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く）として、法第2条第5項に基
6 づき環境大臣が定めるものとする。

7 国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣につ
8 いて、都道府県等による生息状況及び生活環境、農林水産業又は生態系にかか
9 る被害状況等の調査結果について情報収集を行い、被害状況や生息状況の動向
10 を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時
11 期に指定管理鳥獣の指定を行うよう努めるものとする。さらに、指定管理鳥獣
12 の生息状況等や捕獲等の特例措置の必要性を勘案して、必要に応じて対象種
13 の見直しを行うものとする。

14 ② 管理の考え方

15 従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、「被害を防ぐた
16 めの必要最小限」とすることを基本としていたが、指定管理鳥獣の管理に当た
17 っては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を推進することを
18 念頭に置いて対応するよう留意するものとする。

19 都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等
20 を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定
21 管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定し
22 て、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

23 なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするためには、個体群管理を行うた
24 めに必要な一定の範囲で鳥獣の生息状況を把握しながら、必要に応じて隣接県
25 とも調整を図りつつ、捕獲等を行うことが適当であること、都道府県は、第二
26 種特定鳥獣管理計画の策定者として、管理の目標を設定し、都道府県内におい
27 て各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、必要な捕獲を主体的に実
28 施することが求められていることから都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施
29 計画を作成することとしている。指定管理鳥獣の適切な管理のため、都道府県
30 は、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該都道府県内
31 における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの
32 情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被
33 害状況の把握に努めるものとする。また、市町村が鳥獣被害防止特措法に基
34 づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るな
35 ど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとする。

36 国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定するとともに、管
37 理の基本的な指針を定め、都道府県等による生息状況及びその将来予測、被害
38 状況等の調査結果に関する情報を収集する等して、全国的な観点から各都道府
39 県に対し取組状況の評価や技術的な助言を行う等により、都道府県による捕獲
40 目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価、必要に応じた
41 目標の見直しが推進されるよう支援を行う。また、必要に応じて国が複数の都
42 道府県による協力連携体制を構築すること等により、全国的な取組の水準を高
43 めるよう努めるものとする。さらに、国の機関が自らの業務の遂行上必要があ
44 ると認める場合においては、国の機関が管理する区域内で、当該都道府県にお

1 いて第二種特定鳥獣管理計画が策定されている場合には当該計画と十分整合を
2 図りつつ、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した
3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施す
4 るものとする。

5 (5) 一般鳥獣

6 ① 対象種

7 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的
8 に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下
9 「外来鳥獣等」という。）及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

10 ② 保護及び管理の考え方

11 一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基
12 礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

13 また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は
14 減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必
15 要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるもの
16 とする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、第一種
17 特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施によ
18 り、地域個体群の存続や被害の防止を図るものとする。

20 2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

21 (1) 広域的な保護又は管理が必要な鳥獣

22 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域
23 個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都
24 道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利
25 害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季
26 節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等へ
27 の被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護又は管理の方向性を示す広域指
28 針やそれと整合が図られた特定計画の作成による保護又は管理が進められてい
29 る。こうした取組は広域的な鳥獣の保護又は管理を進める上で効果的であること
30 を踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るように努めるもの
31 とする。

32 (2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣

33 半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息
34 数が少ないか又は減少している鳥獣については、地域個体群の維持に留意すべき
35 である。地域個体群の維持を図るため、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画
36 の作成及び実施により、きめ細かな保護に努めるものとする。なお、このような
37 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じており、被
38 害防止のためやむを得ず捕獲が必要な場合においては、第一種特定鳥獣保護計画
39 において、捕獲等の抑制に関する事項を定める等の措置を講じるものとする。

40 (3) 管理について特に配慮が必要な鳥獣

41 半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息
42 数が多いか又は増加している鳥獣について、当該地域個体群の鳥獣による生活環
43 境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、地域個体群
44 の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るため、都道府県による第二種特定鳥

1 獣管理計画の作成及び実施や、必要に応じて捕獲数制限の実効性を高めるための
2 入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな管理に努めるものとする。

3 また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況
4 の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長
5 期的な視野をもった管理に努めるものとする。

6 (4) 渡り鳥及び海棲哺乳類

7 国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国
8 及び地方公共団体は以下の考え方により適切な保護及び管理に努めるものとする。
9

10 ① 我が国に渡来する渡り鳥の保護については、関係国との国際的な連携・協力を
11 図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進める。

12 ② 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、
13 生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は
14 管理方策を検討し、種及び地域個体群の存続を図る。

15 なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海棲哺乳類に
16 属するものについては、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や保護及
17 び管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護又は管理
18 が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行う
19 ものとする。
20

21 3 鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進

22 科学的・計画的な鳥獣保護管理事業を推進するためには、鳥獣の分布や個体群動
23 態、生息数、植生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や
24 中山間地域の人口等の社会科学的な情報も必要である。

25 また、自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うため、事業の実施状況につい
26 てのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィ
27ードバックを行う順応的な管理も不可欠である。

28 このため、国及び都道府県は、関係機関との連携を図りつつ自然環境等に係る調
29 査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。その
30 際、登録狩猟による捕獲、捕獲許可による捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による
31 捕獲に関する情報の有効活用を図る。さらに、効果的なモニタリング手法の開発、
32 効率的な捕獲技術、捕獲個体の活用や処分に係る技術等の開発等の鳥獣の保護及び
33 管理に資する調査研究・技術開発についても推進するものとする。

34 また、国は、都道府県の協力を得て、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関す
35 る調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の基礎となる鳥獣関係
36 統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。

37 さらに、Ⅱ第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる
38 事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地
39 等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機を使用した調査等によ
40 り、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。

41 なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣につ
42 いては、国及び都道府県においてそれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実
43 施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。
44

第三 特定計画制度の推進

1 特定鳥獣の適切な保護及び管理

(1) 広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下1において「地域個体群」という。）の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護及び管理に努めるものとする。

① 広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護又は管理の実施に努めるものとする。

② 広域指針の対象とする地域個体群

広域指針の作成対象は、隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣や複数の都道府県にまたがる孤立した鳥獣の地域個体群とし、国は広域指針作成のために必要な情報の整備に努め、(2)で示す技術ガイドラインにおいて、全国的な地域個体群の輪郭及び優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。

技術ガイドラインに示された地域個体群に関係する都道府県は、当該都道府県の区域内の鳥獣の地域個体群に関する、生息数動向、被害規模、繁殖力、分布の連続性等の個体群動向等を示す指標を既存資料や調査によって把握するとともに国に情報提供を行うものとする。

③ 広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努めるものとする。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加するものとする。

ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

1 ④ 科学的及び順応的管理の推進

2 広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積
3 し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを
4 行うものとする。

5 広域指針の作成と実施に当たって、広域協議会は、鳥獣の生態や保護及
6 び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成
7 された科学委員会を設置するものとする。

8 科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域
9 個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等
10 に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見
11 直しについて助言を行うものとする。

12 ⑤ 広域指針の記載項目

13 広域指針には、以下の項目を記載するものとする。ただし、保護又は管
14 理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えな
15 いものとする。

- 16 1 広域的な保護又は管理の目的及び背景
- 17 2 保護又は管理すべき鳥獣の種類
- 18 3 広域指針の期間
- 19 4 広域指針の対象地域
- 20 5 広域的な保護又は管理の目標
 - 21 (1) 現状
 - 22 (2) 保護又は管理の目標
 - 23 (3) 目標を達成するために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策
24 の考え方
 - 25 (4) 対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）
- 26 6 広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関
27 する事項
- 28 7 広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項
 - 29 (1) 生息環境の保護
 - 30 (2) 生息環境の整備
- 31 8 広域的な保護又は管理における被害防除対策
- 32 9 広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック
- 33 10 その他広域的な保護又は管理のために必要な事項
 - 34 (1) 広域的な実施体制（広域協議会の体制等）
 - 35 (2) 特定計画及び都道府県協議会について
 - 36 (3) 普及啓発
 - 37 (4) その他

38 (2) 技術ガイドライン等の整備

39 国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技
40 術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施
41 状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまと
42 め、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイド
43 ラインについては、専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるも
44 のとなるよう、概ね5年ごとに見直し、情報の更新に努めるものとする。技術ガ

1 イドラインにおいては、(1)②の地域個体群の輪郭等に加えて、広域的な鳥獣の
2 保護及び管理、実施計画との連携等の詳細な事項についても示すこととする。また、
3 効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技
4 術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。

5 (3) 特定計画の実施状況に関するフィードバック

6 国は、全国的な特定計画の作成及び実施状況等について定期的に把握し、必
7 要に応じて都道府県に対して助言等の支援を行うものとする。また、実施状況
8 に関する総合的な評価を、5年ごとに行うこととされている鳥獣保護管理事業
9 計画に係る基本指針の作成と合わせて行い、その結果を踏まえて必要に応じて
10 基本指針や特定計画制度の検討を行うものとする。

11 また、国はこれらの見直しのために収集した情報やその解析結果を、都道府
12 県が特定計画の見直しの際に活用できるよう情報提供を行うものとする。

13 2 地域における取組の充実

14 (1) 実施計画の作成の推進

15 都道府県又は鳥獣保護管理事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な
16 目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域に
17 おいて、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努
18 めるものとする。都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場
19 合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示さ
20 れた捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

21 また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を
22 図るよう努めるものとする。

23 さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟
24 の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

25 (2) 実施計画に基づく保護及び管理の推進

26 鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の
27 下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関
28 する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対
29 策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣の保護及び管理の
30 取組に努めるものとする。

31 このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実
32 施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確
33 化し、可能な限り保護及び管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共
34 有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るも
35 のとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護及び管理の目標を特定計
36 画に位置付けることについても検討するものとする。

37 3 休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

38 第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合であって、第二種特定鳥獣管理計画の対象
39 区域内の休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟が、当該特定計画の達成を図るため
40 特に必要と認められるときには、都道府県知事は法第14条第1項に基づき、当該都
41 道府県区域内の休猟区の全部又は一部について当該第二種特定鳥獣に関して捕獲等
42 をすることができる区域を指定し、第二種特定鳥獣管理計画の効果的・効率的な目
43 44

1 標達成を図るものとする。

2 なお、鳥獣の生息状況を把握し、対象とする第二種特定鳥獣以外の鳥獣の生息に
3 影響を与えないように区域を指定するものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画
4 の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場
5 合には、必要に応じて当該区域の指定を見直すものとする。
6

7 **4 入猟者承認制度**

8 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害
9 が発生している場合等、地域個体群の個体群管理に特に配慮しつつ、被害対策
10 への取組が必要な場合においては、環境大臣又は都道府県知事は法第12条第3項
11 に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらか
12 じめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の管理を行うも
13 のとする。

14 当該制度については、特定計画に基づく鳥獣の保護及び管理の一環として行う
15 ことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護及び管理がより効果的に推進され
16 ることから、特定計画の実施と合わせて活用を図るものとする。
17

18 **第四 人材の育成・確保**

19 **1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保**

20
21
22 鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材
23 が、都道府県等の行政機関を始め、研究機関や鳥獣の保護及び管理が必要とされて
24 いる現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。

25 なかでも、鳥獣の保護及び管理の推進に当たっては、個体群管理、生息環境管
26 理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定計画
27 の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域で
28 は、鳥獣管理の実施に関する助言・指導が求められている。

29 都道府県においては、鳥獣の保護及び管理に関する各種計画（鳥獣保護管理事業
30 計画、特定計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画）の作成、実施及び結果の評価
31 等を適切かつ円滑に実施できる人材の育成・確保に努め、鳥獣行政担当職員として
32 配置することが求められる。

33 また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する場合には、適切に実施
34 するための事務（関係機関との調整、事業の契約事務、受託者の監督等を含む）を
35 円滑に行うことができる人材を、都道府県の関係部署及び出先機関に適切に配置す
36 ることが求められる。

37 なお、国は、各都道府県においてこれらの者が鳥獣行政担当職員に適切に配置さ
38 れるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況につい
39 て把握し、毎年公表するものとする。

40 地域でのきめ細かな鳥獣の保護及び管理には、I 第三－2の実施計画作成が効果
41 的であり、実施及び評価に関する助言・指導等についても行政職員により行われる
42 ことが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え
43 方を基本に対応を進めるものとする。

44 ア 鳥獣保護管理員の鳥獣の保護及び管理に関する知識・技術等の向上による、

1 地域に密着した助言・指導体制の整備

2 イ 認定鳥獣捕獲等事業者や猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術
3 等の向上による効果的な個体群管理

4 ウ 都道府県や市町村等から委託を受けて鳥獣の保護及び管理を行うことができ
5 る認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

6 科学的・計画的な鳥獣管理の推進に当たっては、都道府県等に対して特定計画な
7 どの作成及び実施に関する技術的助言を行う人材、特に効果的な捕獲等に関する技
8 術的助言を行う人材が必要である。

9 また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、地域の状況に応じた高度な
10 捕獲技術を有する人材や、認定鳥獣捕獲等事業者のように安全かつ確実に捕獲等
11 を実施できる者が必要である。

12 さらに、集落単位での効果的な捕獲等の実施に当たっては、地域ぐるみの取組に
13 ついて指導的立場となる人材が必要である。

14 国は、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専
15 門的な知識や技術等を評価し、必要な人材を確保する体制（鳥獣の保護及び管理に
16 関する専門的な人材登録事業の仕組み等）の整備を図るとともに、都道府県や市町
17 村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に
18 基づく助言を受けられるよう支援を行うものとする。

19 さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、一定の技能及び知識を持った鳥獣
20 捕獲等事業者の育成・確保を図るものとする。

21 また、国及び都道府県は、鳥獣の保護及び管理についての教育を行っている大学
22 等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣の保護及び管理に携わる人材の育成・確保
23 に努めるものとする。

24 2 研修等による人材育成

25 (1) 国が実施する研修の基本的な考え方

26 ア 全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息
27 状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理についての研修は、関係省
28 庁が連携して取り組むものとする。

29 イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等を
30 対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広
31 く研修の機会を設けることが望ましい。

32 ウ さらに、鳥獣捕獲等事業者を対象とした法第18条の2に規定する認定に係る
33 安全管理及び捕獲に関する知識・技能等に関する研修について、必要に応じて
34 支援をするものとする。

35 (2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方

36 ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の
37 状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点
38 からの研修について実施を図るものとする。

39 イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣行政及び農林水産行政担
40 当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣
41 の保護及び管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者
42 等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

43 ウ 農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等
44

1 の鳥獣の保護及び管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとと
2 もに、鳥獣の保護及び管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえ
3 た被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修
4 等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとす
5 る。

6 エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、
7 鳥獣の保護及び管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する
8 等、他の都道府県や民間団体、認定鳥獣捕獲等事業者等とも連携し、経験や事
9 例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

10 (3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

11 ア 研修においては、鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方である順応的管理並
12 びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護
13 管理事業の柱である①個体群管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方
14 について理解を図るものとする。

15 イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフ
16 ィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣の保護及び管理に関する最新
17 の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生
18 息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、
19 適切な見直しに努めるものとする。

20 ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、イン
21 ターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の
22 共有化及び提供に努めるものとする。

23 3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

24 鳥獣の管理を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施す
25 ることができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が必要である。認定鳥獣捕獲
26 等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携
27 わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及
28 び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

29 都道府県は、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人が、その鳥獣捕獲等事業
30 において、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者の技能・知識が、一定の
31 基準に適合し、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事ができるとして認定す
32 るものとし、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

33 国は、鳥獣捕獲等事業及びその認定の実施者である都道府県等を支援する観点
34 から、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保、技能の向上等の支援に努めるもの
35 とする。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定に係る基準については、制度の運用状
36 況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

37 38 39 第五 鳥獣保護区の指定及び管理

40 41 1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

42 鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じ
43 て年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況
44

1 等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努める
2 ものとする。

3 (1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

4 国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣
5 の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析
6 を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定
7 を行うこととする。また、鳥獣保護のモデルとなるような適切な鳥獣保護区の
8 管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び特別保護
9 地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策
10 について、その記述内容に準じて実施するものとする。なお、鳥獣保護区にお
11 いても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこと等
12 により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る
13 被害の軽減も図るものとする。

14 湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含
15 む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保
16 護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努めるものとする。

17 都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥
18 獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行
19 い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行
20 うこととする。

21 (2) 保護に関する指針の充実

22 近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化
23 等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の
24 観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラム
25 サール条約湿地に登録され、適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護
26 区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用
27 が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利
28 用の推進が求められている。

29 こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項の規定に基づく鳥獣
30 保護区の保護に関する指針及び法第29条第4項の規定に基づく特別保護地区の
31 保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充
32 実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等
33 に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努める
34 ものとする。

35 36 2 鳥獣保護区における保全事業の推進

37 保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した
38 場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照
39 らして必要があると認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を
40 図るために行うものである。

41 保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行
42 政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥
43 獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定
44 めるものとする。

1 また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適
2 合した保全事業の実施計画を作成することとし、事業を行う予定地の土地所有者及
3 び管理者等の合意を得るものとする。

4 なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリ
5 ング等に努めるものとする。

7 **3 環境教育等の推進**

8 鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に
9 適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必
10 要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成
11 やホームページを活用した情報発信等を行うよう努めるものとする。

14 **第六 狩猟の適正化**

16 **1 基本的な考え方**

17 鳥獣の科学的・計画的な管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農
18 林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、
19 狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体群管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣の
20 管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。

21 狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣の管理の重要な担い手と
22 なっている狩猟免許者の確保は社会的な課題と言える。

23 しかし、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩
24 猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることか
25 ら、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣の管理の担い手として社会から
26 信頼を得て、その社会的地位の向上が図られるよう努めることが必要である。

27 このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の管理を更に推
28 進することとする。

30 **2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実**

31 狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟者団体等による狩猟者の育成によっ
32 て、鳥獣保護管理事業、錯誤捕獲の防止、鉛製銃弾による汚染の防止、感染症の予
33 防、外来鳥獣等対策等の鳥獣の保護及び管理等に関する狩猟者の知識や技術の充
34 実、狩猟に関連するマナーの向上を図ることとする。

36 **3 網猟とわな猟の適切な実施**

37 網猟免許とわな猟免許について、網及びわなそれぞれの扱いについての専門性を
38 高めることによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図る。

39 網及びわなは、それぞれ性質の異なった猟具で、対象とする狩猟鳥獣や必要な技
40 術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図
41 り適正な狩猟が行われるように措置するとともに、狩猟免許の取得を推進すること
42 とする。

43 特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ
44 危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住

1 民等や他の狩猟者に対しての周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込むこと
2 とする。

4 狩猟者の確保

3
4
5 これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新時の講習会の複数回開催や休日開催
6 等、狩猟免許者確保の取組を進めてきているが、狩猟の社会的な意義を踏まえ、今
7 後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣の管理の担い手とし
8 て社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役
9 割について普及啓発を行い、適切な予算の確保や狩猟関係の手續の利便性の更なる
10 向上等、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

11 また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、
12 狩猟者団体等とも連携を図るものとする。

5 鳥類の鉛中毒の防止

13
14
15 鳥類の鉛中毒の防止を図るため、関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替
16 弾への切替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等、捕獲個体の適切な取扱いの
17 普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。

第七 傷病鳥獣の取扱い

18
19
20
21 傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の野生復帰、環境のモ
22 ニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞ
23 れの役割に応じ、以下の取組等によって傷病鳥獣の効果的な救護に努めるものとする。

- 24
25 1 傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰を図ると
26 ともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づく保護
27 増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関
28 係機関等と連携・協力しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野
29 生復帰等に努めるものとする。

30 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容す
31 べき鳥獣の種の選定を行う等により、意義のある傷病鳥獣の救護を効率よく実施す
32 ることとする。

- 33
34 2 救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目
35 を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行
36 い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と
37 鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。

38 さらに、傷病鳥獣として救護される鳥獣は、感染症に感染しているおそれがある
39 ことから、救護に携わる者は防疫に努めるとともに、既に収容している鳥獣への感
40 染拡大を防止するために、検疫等の措置を採ることも重要である。

- 41
42 3 油等による汚染に伴う水鳥の救護について、「1990年の油による汚染に係る準
43 備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための
44 国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研

1 修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努めるものとする。

- 2
- 3 4 傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等については、関係行政
4 機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油
5 汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報
6 の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施され
7 るような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。

8

9

10 **第八 鳥獣への安易な餌付けの防止**

11 鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人
12 身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った
13 者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じ
14 させるおそれがある。

15 このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例
16 を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安
17 易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣
18 を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響が最小限とな
19 るよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分
20 配慮するものとする。

21 希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の
22 感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。

23 さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付け
24 につながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、
25 安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等
26 での普及啓発等にも努めるものとする。

27

28

29 **第九 国際的取組の推進**

30 国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、国は、
31 二国間の渡り鳥保護に関する条約・協定等及び東アジア・オーストラリア地域フライ
32 ウェイ・パートナーシップの枠組みに基づき、関係国等と連携・協力しつつ、国際的
33 取組の推進を図るものとする。

34

35 **第十 感染症への対応**

36 高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ
37 に係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランス
38 を実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に
39 口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等への対応についても課題とさ
40 れている。

41 このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとし
42 た鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も
43 大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管
44 理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必

1 要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。
2

3 また、鳥獣行政部局は鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。
4
5
6
7
8

10 第十一 関係主体の役割の明確化と連携

11 1 関係主体ごとの役割

12 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。
13
14

15 (1) 国の役割

16 国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。
17
18

19 具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣の保護及び管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理の実施、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣の保護及び管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣の保護及び管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。
20
21
22
23
24
25
26

27 (2) 地方公共団体の役割

28 ア 都道府県

29 都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護及び管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。
30
31

32 具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成並びに鳥獣保護管理事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。
33
34
35
36

37 特に、当該都道府県内における鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、当該鳥獣を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定して、当該都道府県内において、各主体が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行うとともに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することとする。さらに、各主体が実施した捕獲情報を収集するとともに、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。なお、都道府県は、当該都道府県内における保護又は管理すべき鳥獣について、必要に応じて、捕獲数、生息状況及び被害
38
39
40
41
42
43
44

1 状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力を努めるものとする。

2
3 さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣
4 保護管理事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認すると
5 もに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層
6 努めるものとする。

7 イ 市町村

8 近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護及び
9 管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定
10 める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。

11 このため、条例に基づき鳥獣保護管理事業を実施する市町村は、都道府県知
12 事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関
13 係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護管理事業を実施するものとする。

14 具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体群管
15 理、生息環境管理並びに被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制
16 の整備に努めるものとする。また、都道府県において特定計画が策定されてい
17 る鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連
18 携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等
19 整理及び公開に努めるものとする。

20 (3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

21 ア 事業者

22 鳥獣の保護及び管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、
23 鳥獣の保護及び管理の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。
24 特に、鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、
25 従事者の技能・知識の維持向上に努めるものとする。また、開発活動
26 等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実
27 施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するものとする。

28 鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響
29 を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

30 エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥
31 獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な
32 保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとし
33 る。

34 イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

35 市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護及び管理に
36 ついて関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、
37 積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域において
38 は、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払い
39 の徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

40 鳥獣の保護及び管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体について
41 は、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評
42 価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待され
43 る。

44 専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、

1 地方公共団体等の要請により鳥獣保護管理事業の適切な実施に協力することが
2 期待される。

3 専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理
4 に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

6 **2 関係主体の連携**

7 **(1) 鳥獣保護管理事業計画**

8 鳥獣保護管理事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市
9 民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して
10 効果的に行うものとする。

11 また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部
12 局を中心に、その他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の適切な連携
13 や、保護及び管理すべき地域個体群に関連する国、地方公共団体等間の連携の強
14 化を図るものとする。

15 **(2) 特定計画等**

16 国、都道府県、鳥獣保護管理事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊
17 密な連携の強化を図ることにより、広域指針、特定計画及びその実施計画の効果
18 的な実施を図るものとする。

19 また、鳥獣の保護及び管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等
20 により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴
21 う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で
22 適切な連携を図るものとする。

23 さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護及び管理の考え方の下、
24 隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体群管理等に係る
25 調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、
26 共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適
27 切な保護及び管理を進めるものとする。

28 **(3) 地域に根ざした取組の充実**

29 鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係
30 主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レ
31 ベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら
32 市町村等での地域ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取
33 り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。

34 また、都道府県及び市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地
35 域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携
36 しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

37 38 39 **第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項**

40 41 **1 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣**

42 都道府県が実施する放鳥効果測定調査及び放鳥効果を高めるための取組について
43 情報を収集・分析し、その結果等を基に各都道府県に対し、放鳥獣事業に係る効果
44 的な取組等を促すように努めるものとする。

1
2 **2 国の鳥獣捕獲許可の許可基準**

3 全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の記述内容のうち必要
4 と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。

5
6 **3 輸入鳥獣の取扱いの適正化**

7 **(1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方**

8 法第26条第2項に基づき定める鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正
9 化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第
10 27条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、以下のアからウまでに示す要件をす
11 べて満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすり
12 替えられるおそれが高い種であることとする。

13 ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及
14 びウの要件に該当することをもって指定することとする。

15 ア 輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であるこ
16 と。

17 イ 過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があ
18 り、現に多数が飼養されている種であること。

19 ウ 他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内
20 の譲渡し等の規制の対象とされていない種であること。

21 **(2) 特定輸入鳥獣の取扱い**

22 国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用
23 することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めるものとする。

24
25 **4 愛玩飼養の取扱い**

26 自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を
27 助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。このため、こ
28 れまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今
29 後、廃止を検討する。

II 希少鳥獣の保護に関する事項

第一 希少鳥獣の保護及び管理

希少鳥獣は、国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣であるため、希少鳥獣に関する施策は、基本的には保護を図るための施策である。

希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、新たな生息地を整備していく必要がある。

一方、近年、希少鳥獣の中には、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等被害が深刻なことから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。

このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずるものとする。

第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 計画の対象とする鳥獣

(1) 希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成するものとする。

(2) 特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地域に重点をおいて作成するものとする。

2 計画の期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。

3 計画の対象地域

計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に設定するものとする。

4 保護又は管理の目標

希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進めるものとする。また、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

具体的には、下記のとおり設定するものとする。

(1) 希少鳥獣保護計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、生息地の保護及び整備についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

(2) 特定希少鳥獣管理計画における目標

生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定するものとする。また、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

5 保護事業及び管理事業

(1) 希少鳥獣保護計画に基づく保護事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、計画的に保護事業を実施する。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

ア 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲や、新しい生息地の形成等を定めて実施するものとする。

イ 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状態にするための方法及び内容を記載するものとする。

(2) 特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施するものとする。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施するために必要な事項とし

1 て、以下の事項を盛り込むものとする。

2 ア 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

3 管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等に
4 ついて、その方法及び内容等を定めて実施するものとする。

5 イ 被害防除対策に関する事項

6 被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、ま
7 た、管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、こ
8 れらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施するものとする。具体的な内
9 容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払
10 い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘
11 引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や
12 関係者の協力を得て実施するものとする。

13 なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況
14 に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維
15 持管理の徹底を図る。

16
17 **6 計画の記載項目**

18 (1) 希少鳥獣保護計画の記載項目

19 希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

20 1 計画策定の目的及び背景

21 2 対象とする鳥獣の種類

22 3 計画期間

23 4 希少鳥獣の保護が行われるべき区域

24 5 希少鳥獣の保護の目標

25 (1) 現状

26 (2) 目標

27 6 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

28 7 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

29 8 その他希少鳥獣の保護のために必要な事項

30 人工増殖、放鳥獣等の方法及び内容、モニタリング等の調査研究、計画
31 の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

32
33 (2) 特定希少鳥獣管理計画の記載項目

34 特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

35 1 計画策定の目的及び背景

36 2 対象とする鳥獣の種類

37 3 計画期間

38 4 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域

39 5 特定希少鳥獣の管理の目標

40 (1) 現状

41 (2) 目標

42 6 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

43 7 特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項

44 8 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

1 モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定
2 めるよう努める。

3 4 **7 計画の作成及び実行手続**

5 適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適
6 正な目標及び保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実
7 行するものとする。

8 **(1) 関係地方公共団体との協議**

9 希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計
10 画案については、法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において準用する第
11 7条第7項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と
12 協議するものとする。

13 **(2) 利害関係人の意見の聴取**

14 法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において準用する第7条第5項に規
15 定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の事情に応じ、関係
16 行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害
17 関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うもの
18 とする。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握の
19 みならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努めるものとする。

20 **(3) 計画の決定及び公表・報告**

21 計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知
22 するものとする。

23 **(4) モニタリング**

24 対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、
25 栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価
26 に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するものとする。
27 また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

28 なお、既存の調査結果等の活用や、都道府県等との連携等、モニタリングの実
29 施に係る効率化に努めることとする。

30 31 **8 計画の見直し**

32 計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングや既存の調査結果等から、計
33 画の目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果
34 を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとし
35 る。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日において、これまでの鳥獣保護事業計画は、鳥獣保護管理事業計画に変更することとなる。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。このような観点から、鳥獣保護区の指定に努めることとする。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期間とする。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域

1 の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区
2 を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏り
3 なく配置されるよう配慮する。

4 (3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様
5 性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を
6 図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

7 (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214
8 号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥
9 獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮
10 するとともに、休猟区、法第35条第1項に基づく特定猟具使用禁止区域等の狩
11 猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

12 (5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を
13 通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

14 (6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘
15 致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今
16 後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所につい
17 ても鳥獣保護区の指定に努める。

18 (7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河
19 畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定するこ
20 とにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要
21 な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

23 3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

24 鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

25 なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する自治体間
26 が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸
27 線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよ
28 う努めるものとする。

29 (1) 森林鳥獣生息地の保護区

30 森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地
31 域における生物多様性の確保にも資するものとする。

32 指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね
33 10,000ha（北海道にあつては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以
34 上となるよう努めるものとする。

35 区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、そ
36 の形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山
37 帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

- 38 ① 多様な鳥獣が生息する地域
- 39 ② 鳥獣の生息密度の高い地域
- 40 ③ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - 41 1) 天然林
 - 42 2) 林相地形が変化に富む地域
 - 43 3) 溪流又は沼沢を含む地域
 - 44 4) 餌となる動植物が豊富な地域

1 (2) 大規模生息地の保護区

2 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護す
3 るため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資
4 するものとする。

5 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定する
6 ものとし、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- 7 ① 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
8 ② 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
9 ③ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

10 (3) 集団渡来地の保護区

11 集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省
12 令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、
13 湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定す
14 る。

15 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域につい
16 て選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよ
17 う配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は
18 水面等も可能な限り含めるものとする。

- 19 ① 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
20 ② かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路
21 上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

22 (4) 集団繁殖地の保護区

23 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、
24 断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域につい
25 て、鳥獣保護区を指定する。

26 指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は
27 水面等も可能な限り含めるものとする。

28 (5) 希少鳥獣生息地の保護区

29 Iの第二の1(1)に定める希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこ
30 れらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域につい
31 て、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

32 (6) 生息地回廊の保護区

33 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林
34 等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することによ
35 り鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域に
36 ついて、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

37 指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その
38 生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。
39 またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の
40 他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等
41 により、効果的な配置に努めるものとする。

42 (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

43 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊
44 かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若

1 しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認めら
2 れる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

4 特別保護地区の指定

5 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要で
6 あることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保
7 護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区
8 域」という。）の指定を積極的に進めるものとする。

9 このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、
10 集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区
11 を指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定
12 の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとするとともに、特別保護地区
13 を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、
14 できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取
15 り囲まれるよう配慮するものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

17 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所
18 数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう
19 努めるものとする。

(2) 大規模生息地の保護区

21 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認
22 められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(3) 集団渡来地の保護区

24 渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について
25 指定するよう努めるものとする。

(4) 集団繁殖地の保護区

27 保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と
28 認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

30 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努め
31 るものとする。

(6) 生息地回廊の保護区

33 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指
34 定するよう努めるものとする。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

36 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定
37 するものとする。

5 特別保護指定区域

40 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、
41 人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪
42 影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定する
43 よう努めるものとする。

44 なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に

1 限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。

6 休猟区の指定

5 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み
6 等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものと
7 する。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正
8 な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するものとする。
9 なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏ま
10 えながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討
11 するものとする。

12 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さら
13 に、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必
14 要な面積を確保するよう努めるものとする。

15 また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確
16 認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

17 なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるよ
18 うに留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定
19 の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことがで
20 きる特例制度の活用を進めるものとする。

7 鳥獣保護区の整備等

(1) 管理施設、利用施設の整備

24 鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するととも
25 に、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。

① 管理施設の整備

27 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設け
28 る等、管理のための施設を整備するものとする。また、必要に応じて管理
29 棟等を設置するよう努めるものとする。

② 利用施設の整備

31 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の
32 場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察
33 路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

(2) 保全事業の実施

35 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及
36 び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施によ
37 り生息環境の改善に努めるものとする。

38 なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載することとす
39 る。

40 ① 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方

41 ② 鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣
42 保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

43 また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係
44 機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。）に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣の人工増殖

(1) 希少鳥獣等

Iの第二の1(1)に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。この場合、下記の点に配慮するものとする。

- ① 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
- ② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。
- ③ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣等

(1) 狩猟鳥獣

① 鳥類

1) 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要個体を放鳥できるものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。

2) 放鳥の取扱い

ア 放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。

数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

イ 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意するものとする。

- (ア) 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。
- (イ) 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査するものとする。

1 (ウ) 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを
2 行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野
3 生順化等の事業の効果を高めるための取組を行うこととする。

4 (エ) 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼ
5 すおそれのある場合には放鳥しないこと。

6 (オ) 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や
7 鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥
8 インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等
9 を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態
10 の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の
11 一時的な見合わせの必要性について検討する。

12 (カ) 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放
13 鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥するこ
14 と。

15 ② 哺乳類

16 哺乳類（下記(2)に該当する哺乳類を除く。）については、生態系に大きな
17 影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導するものとする。

18 (2) 希少鳥獣等

19 Iの第二の1(1)に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣につ
20 いては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」
21 等に沿って対応するものとする。

22 (3) 外来鳥獣等

23 外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を
24 かく乱し生物多様性を損なうおそれがあること等から、放鳥獣を行わないよう指導
25 を徹底するものとする。

26 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

27
28
29 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事
30 項として以下の事項等を盛り込むものとする。

31 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

32 鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護及び管理の考え方が重要で
33 あることから、I第二-1及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護及び管理の
34 考え方を鳥獣保護管理事業計画に記載するものとする。

35 (1) 希少鳥獣

36 都道府県のレッドリストに記載されている鳥獣については、必要に応じ、I第
37 二-1に準じて対象種と保護及び管理の考え方を整理する。

38 (2) 狩猟鳥獣

39 狩猟鳥獣であっても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支
40 障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕
41 獲等の禁止又は制限を行うこととし、対象種と保護及び管理の考え方を整理す
42 る。

43 (3) 外来鳥獣等

1 外来鳥獣等については、必要に応じ、I 第二―1 に準じて対象種と管理の考え
2 方を整理する。

3 **(4) 指定管理鳥獣**

4 指定管理鳥獣については、必要に応じ、I 第二―1 に準じて対象種と管理の考
5 え方を整理する。

6 **(5) 一般鳥獣**

7 上記(1)～(4)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二―1 に準じて対象
8 種と保護及び管理の考え方を整理する。

9
10 **2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定**

11 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設
12 定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとす
13 る。

14 **(1) 許可しない場合の基本的考え方**

15 以下の場合においては、許可をしないものとする。

- 16 ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断さ
17 れる場合
- 18 ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生
19 じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支
20 障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被
21 害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が
22 予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を
23 防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制
24 するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- 25 ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕
26 獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある
27 ような場合
- 28 ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管
29 理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- 30 ⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地におけ
31 る捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及
32 ぼすおそれがあるような場合
- 33 ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であつ
34 て、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は
35 は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若
36 しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」とい
37 う。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- 38 ⑦ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等
39 を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたもの
40 については、この限りでない。
- 41 ⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等
42 を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受
43 けたものについては、この限りでない。

44 **(2) 許可する場合の基本的考え方**

1 ① 学術研究を目的とする場合

2 学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は
3 採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥
4 獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下
5 でのみ行われるものとする。

6 ② 鳥獣の保護を目的とする場合

7 ア 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

8 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣又
9 は希少鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関
10 係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確
11 保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体
12 群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加さ
13 せ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水
14 準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとす
15 る。

16 イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行

17 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

18 ウ 傷病により保護を要する鳥獣の保護

19 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で
20 捕獲する場合

21 ③ 鳥獣の管理を目的とする場合

22 ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とす
23 る場合

24 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四におい
25 て「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、そ
26 の防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等について
27 は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るもの
28 とする。

29 イ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調
30 整を目的とする場合

31 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調
32 整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指
33 した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保
34 全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の安定的維持を
35 図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範
36 囲に縮小させる地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範
37 囲内で行われるものとする。

38 ④ その他特別な事由を目的とする場合

39 上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則とし
40 て次の事由に該当するものを対象とするものとする。

41 また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという
42 理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のた
43 めの捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討
44 するものとする。

- 1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
- 2) 愛玩のための飼養の目的
個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別の事由があると都道府県知事が認めるものに限る。）で捕獲する場合。なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。
- 3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
- 4) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。
- 5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
- 6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

- ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）
 - 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- ③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理

1 のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

2 (5) 許可権限の市町村長への委譲

3 都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該
4 種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における
5 鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を
6 限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な
7 運営が図られるよう努めるものとする。

8 また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされてい
9 る絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委
10 譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合については、当該市町村
11 における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

12 都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規
13 則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県
14 知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

15 なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要
16 になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申
17 請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

18 (6) 捕獲実施に当たっての留意事項

19 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防
20 止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせ
21 るものとする。

22 また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

23 ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電
24 話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した
25 標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグ
26 ラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装
27 着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設
28 置する方法によることもできるものとする。

29 ② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合について
30 は、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わ
31 なの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものと
32 する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施で
33 きるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

34 (7) 捕獲物又は採取物の処理等

35 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則
36 として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適
37 切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指
38 導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが
39 軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物
40 等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努め
41 てこれを利用するよう指導するものとする。

42 また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及び
43 カモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止す
44 る観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体

1 であることを明確にさせるものとする。

2 なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよ
3 う指導するものとする。

4 さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこ
5 と、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きた
6 まま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕
7 獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第
8 1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図
9 るものとする。

10 ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系
11 等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらか
12 じめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

13 (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

14 鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認め
15 る場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性
16 別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサ
17 ンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても
18 収集に努める。

19 特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収
20 容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての
21 活用を図るものとする。

22 また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適
23 正に実施されるよう対処するものとする。

24 (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

25 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕
26 獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息
27 数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう
28 図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装
29 った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域
30 の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣
31 させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

33 3 学術研究を目的とする場合

34 (1) 学術研究

35 ① 研究の目的及び内容

36 次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

37 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であるこ
38 と。

39 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的と
40 した行為とは認めない。

41 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達
42 成することができないと認められること。

43 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であ
44 ること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

- 1 ③ 期間
2 1年以内。
3 ④ 区域
4 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。た
5 だし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
6 ⑤ 方法
7 原則として、網、わな又は手捕とする。
8

9 4 鳥獣の保護を目的とする場合

10 (1) 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

11 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣
12 保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

13 ① 許可対象者

14 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含
15 む。）、第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画に基づく事業の受託
16 者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

17 ② 鳥獣の種類・数

18 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の目標の達成のために適切
19 かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

20 ③ 期間

21 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の達成を図るために必要
22 かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合に
23 は、第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に
24 対応すること。

25 ④ 区域

26 第一種特定鳥獣保護計画又は希少鳥獣保護計画の達成を図るために必要
27 かつ適切な区域とすること。

28 ⑤ 方法

29 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

30 (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

31 原則として次の基準によるものとする。

32 ① 許可対象者

33 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含
34 む。）。

35 ② 鳥獣の種類・数

36 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

37 ③ 期間

38 1年以内。

39 ④ 区域

40 申請者の職務上必要な区域。

41 ⑤ 方法

42 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めな
43 い。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りで
44 ない。

1 (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

2 原則として次の基準によるものとする。

3 ① 許可対象者

4 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含
5 む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

6 ② 鳥獣の種類・数

7 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

8 ③ 期間

9 1年以内。

10 ④ 区域

11 必要と認められる区域。

12 ⑤ 方法

13 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めな
14 い。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限り
15 でない。

16
17 **5 鳥獣の管理を目的とする場合**

18 (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする
19 場合

20 ① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

21 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、
22 その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等につ
23 てはこの限りではない。

24 その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと
25 認められるときに行うものとする。

26 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施
27 設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努
28 めるものとする。

29 また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るた
30 め、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管
31 理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

32 ② 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

33 被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の
34 種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基
35 本的考え方及び方針は上記①に加え次のとおりとする。

36 1) 基本的考え方

37 ア 基本的な方針

38 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施
39 状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれ
40 があり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認めら
41 れるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等につ
42 いてはこの限りではない。

43 狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホ
44 ンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワン

1 シロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣について
2 は、被害等が生じることはまれであるか、又は第二種特定鳥獣管理計画
3 に基づき計画的に捕獲すべきであり、従来の許可実績もごく僅少である
4 ことに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許
5 可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方
6 法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱う
7 ものとする。

8 なお、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣若しくは保護の必
9 要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り
10 扱うものとする。

11 また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に
12 係る被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕
13 獲を図るものとする。

14 イ 予察捕獲

15 被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下
16 「予察捕獲」という。）は、1）アで示した鳥獣（地域的に孤立しており、
17 地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、
18 常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認め
19 られる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣
20 等についてはこの限りではない。また、1）アで示した鳥獣の中でもツキ
21 ノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の第二種特定鳥獣管理計画が作成され
22 ている鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画特定計画に基づく数の調
23 整としての捕獲に努めるものとする。

24 予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別
25 による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たって
26 は、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況につ
27 いて、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導
28 を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとし
29 る。

30 また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水
31 産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影
32 響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取
33 等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

34 なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結
35 果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学
36 的・計画的実施に努めるものとする。

37 また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り
38 扱うものであるが、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域においては、予察
39 捕獲による捕獲は第二種特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、
40 原則として第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱
41 うものとする。

42 ウ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

43 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生
44 防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への

1 周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許
2 可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

3 また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実
4 施されるよう対処するものとする。

5 エ 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

6 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟を
7 する場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る
8 被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣
9 又は都道府県知事の許可のほか法第38条の2第1項の規定による都道府県
10 知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉薬を使
11 用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るもの
12 とする。

13 オ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整との関係

14 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥
15 獣として捕獲する場合については、原則として第二種特定鳥獣管理計画に
16 基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣
17 捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把
18 握する等して、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を
19 図るものとする。

20 2) 捕獲許可基準の設定方針

21 有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次
22 の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設
23 定するものとする。

24 ア 許可対象者

25 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人
26 若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条
27 の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的
28 に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環
29 境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場
30 合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1
31 種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による
32 場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、
33 狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも
34 該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除
35 き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

36 (ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内におい
37 て、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライ
38 グマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

39 (イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲
40 いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

41 また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害
42 鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握
43 している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実
44 施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又

1 は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものと
2 する。

3 なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟
4 免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用
5 以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免
6 許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施するこ
7 とにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事
8 者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるもの
9 とする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている
10 者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関
11 係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとし
12 る。

13 また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事
14 者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整
15 備するよう十分に指導するものとする。

16 イ 鳥獣の種類・数

17 (ア) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのお
18 それのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、
19 第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づ
20 く数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥
21 獣捕獲の対象とすることができることとする。

22 (イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のa又はbに該当する場合の
23 み対象とするものとする。

24 a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の
25 採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

26 b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて
27 卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

28 (ウ) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要
29 最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

30 ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合に
31 は、(ア)～(ウ)は適用しない。

32 ウ 期間

33 (ア) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、
34 最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ
35 た有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするもの
36 とする。

37 ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合や、被
38 害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航
39 行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする
40 場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

41 (イ) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考
42 慮するものとする。

43 (ウ) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農
44 林水産業等に係る被害の防止の重要性に鑑み、適切な期間で許可するもの

とし、併せて、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

(エ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

エ 区域

(ア) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

(イ) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

(ウ) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成などにより管理の推進を図るものとする。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り、結果として被害等の発生の一因を生じさせないように指導を行うものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施

1 を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

2 ア 捕獲隊の編成

3 イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地
4 域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的
5 として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するととも
6 に、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条
7 第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図る
8 よう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した
9 新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加
10 え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成す
11 る取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定について
12 は、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員とし
13 て編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う
14 者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等
15 の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

16 なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町
17 村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努め
18 るよう関係市町村に助言するものとする。

19 イ 関係者間の連携強化

20 被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施
21 するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部
22 局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、地方環境事務所等との間の連
23 携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林
24 水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係
25 市町村に助言するものとする。

26 ウ 被害防止体制の充実

27 被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の
28 出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対
29 策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情
30 報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市
31 町村に助言するものとする。

32
33 **(2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整**
34 **を目的とする場合**

35 鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準に
36 よるほか、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の目的が適正に
37 達成されるよう行われるものとする。

38 なお、実施に当たっての留意事項は5(1)②-1)ウに準じるものとする。

39 1) 許可対象者

40 原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃
41 を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃
42 器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であ
43 ること。

44 また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それ

1 らの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している
2 者が含まれるように指導すること。

3 さらに、実施者の数は必要最小限であること。このほか、被害等の発生状
4 況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され
5 ていること。

6 2) 鳥獣の種類・数

7 捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的
8 な数（羽、頭、個）であること。

9 3) 期間

10 ① 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の達成を図るために
11 必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場
12 合には、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の内容を踏ま
13 え適切に対応すること。

14 ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は
15 避けるよう考慮すること。

16 ③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期
17 間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕
18 獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応す
19 ること。

20 4) 区域

21 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の達成を図るために必
22 要かつ適切な区域とすること。

23 5) 方法

24 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性が
25 あるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危
26 険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

27 なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及
28 び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域
29 においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

30 また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛
31 が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

32 33 6 その他特別の事由の場合

34 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるもの
35 とする。

36 (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

37 ① 許可対象者

38 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受け
39 た者。

40 ② 鳥獣の種類・数

41 必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。

42 ③ 期間

43 6か月以内。

44 ④ 区域

1 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。た
2 だし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

3 ⑤ 方法

4 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
5 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

6 (2) 愛玩のための飼養の目的

7 原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、都道
8 府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあ
9 う機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。また、この場
10 合においても原則として次の基準によるものとする。

11 なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で
12 検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

13 ① 許可対象者

14 自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておら
15 ず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕
16 獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた
17 者。

18 ② 鳥獣の種類・数

19 メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の
20 属する世帯当たり1羽とする。

21 ③ 期間

22 繁殖期間中は認めない。

23 ④ 区域

24 原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イか
25 らチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ること
26 が特に要請されている区域を除く。）。

27 ⑤ 方法

28 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
29 ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用
30 が確保されると認められる場合は、この限りでない。

31 (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

32 ① 許可対象者

33 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

34 ② 鳥獣の種類・数

35 人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を
36 目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

37 ③ 期間

38 6か月以内。

39 ④ 区域

40 原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イか
41 らチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、こ
42 の限りでない。

43 ⑤ 方法

44 網、わな又は手捕。

1 (4) 鵜飼漁業への利用

2 ① 許可対象者

3 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

4 ② 鳥獣の種類・数

5 必要最小限。

6 ③ 期間

7 6か月以内。

8 ④ 区域

9 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。た
10 だし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

11 ⑤ 方法

12 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限り
13 でない。

14 (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

15 ① 許可対象者

16 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に
17 実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者
18 （登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成で
19 きる場合を除く。）。

20 ② 鳥獣の種類・数

21 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によ
22 らなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

23 ③ 期間

24 30日以内。

25 ④ 区域

26 原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただ
27 し、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

28 ⑤ 方法

29 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
30 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

31 (6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護及び管理その他公益に資すると認めら
32 れる目的

33 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。な
34 お、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のた
35 めの個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準
36 じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等
37 については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

38
39 7 鳥類の飼養登録

40 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつ
41 つ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとす
42 る。

43 (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行
44 うこと。

1 (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

2
3
4
5 (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

6
7
8 (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

9
10
11 また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

12 **8 販売禁止鳥獣等の販売許可**

13 (1) 許可の考え方

14
15
16 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

17 ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

18 ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

19 (2) 許可の条件

20
21
22
23 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

24 25 26 27 **第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項**

28
29 鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

30 31 32 **1 特定猟具使用禁止区域**

33 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

34 (1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

35
36 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

37 (2) 静穏を保持するための地区

38
39
40
41
42
43
44 法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

1 (3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

2 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周
3 辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと
4 認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

6 2 特定猟具使用制限区域

7 法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う
8 危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが
9 必要な区域について指定することができるのとされているが、とりわけ、休猟区解
10 除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対
11 する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定
12 するように努めるものとする。

14 3 猟区

15 (1) 猟区の設定

16 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整
17 備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとし
18 る。

- 19 ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理
20 経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
- 21 ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県
22 の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保
23 されるものであること。
- 24 ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域
25 設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- 26 ④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないも
27 のであること。

28 (2) その他

29 猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟者団体等とも
30 連携し、積極的な取組を進めるものとする。

32 4 指定猟法禁止区域

33 (1) 指定の考え方

34 指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護
35 のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外につい
36 て指定するものとする。

37 特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれの
38 ある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関
39 及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区
40 域の指定を進めるものとする。

41 なお、現在、法第12条第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域
42 においては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進
43 めていくものとする。

44 また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護

1 のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行
2 い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指
3 定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

4 (2) 許可の考え方

5 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法に
6 よる捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある
7 等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該
8 地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれ
9 があると認められる場合以外に許可するものとする。

10 (3) 条件の考え方

11 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件
12 は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物
13 の処理の方法等について付すものとする。

14 **第六 特定計画の作成に関する事項**

15 鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において単に「計画」という。）
16 の作成に関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込むこととする。また、広域
17 指針が作成されている地域個体群に係る計画については、当該広域指針との整合を図
18 るものとする。

19 **1 計画作成の目的**

20 計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的
21 知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は
22 管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策
23 の保護又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理
24 を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との
25 適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

26 **2 対象鳥獣**

27 (1) 第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣

28 計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息
29 環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣で
30 あって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る
31 観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の
32 生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させ
33 る、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認めら
34 れるものとする。

35 なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

36 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣

37 計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大によ
38 り、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態
39 系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境
40 の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣

1 の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少
2 させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものと
3 する。

4 なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。
5

6 **3 計画期間**

7 計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年
8 間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を
9 図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定するものとする。

10 計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果
11 を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

12 また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大き
13 な変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。
14

15 **4 対象地域**

16 計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定
17 めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

18 なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合
19 は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実
20 施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護又は管理を進めること
21 のできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。
22

23 **5 保護又は管理の目標**

24 保護又は管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基
25 づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生
26 息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

27 保護又は管理の目標については、下記のとおり設定するものとする。なお、下記
28 の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環
29 境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに
30 目標を設定するものとする。

31 また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護
32 事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な
33 不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的
34 な姿勢で進めるものとする。更に、設定された目標については、保護事業又は管理
35 事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の
36 評価を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

37 **(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標**

38 当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等
39 の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特
40 性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範
41 囲等の保護の目標を設定するものとする。

42 **(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標**

43 当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等
44 の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特

1 性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範
2 囲等の管理の目標を設定するものとする。

3 なお、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、科学的な
4 知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ当該都道府県におい
5 て、当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、
6 個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し、必要な捕獲数
7 を把握するものとする。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設
8 定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を
9 行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すことが望ましい。

10 また、生息環境管理及び被害防除対策についても、地域の農林業等に関する
11 計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

12 6 保護事業又は管理事業

13 (1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護事業

14 計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除
15 対策等の多岐にわたる保護事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係
16 主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を
17 受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するもの
18 とする。

19 なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び
20 生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な
21 事業内容を検討して実施するものとする。

22 また、鳥獣被害対策は、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を
23 実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護事業に取り組
24 むものとする。捕獲等により対応する場合においては、その必要性を慎重に判断す
25 るものとする。

26 ア 個体群管理

27 地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえ
28 て、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（総生息数、生息密度、分
29 布域、年齢構成等様々な側面を含む）を行うものとする。

30 個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考
31 え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、
32 別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画にお
33 いて明らかにするものとする。併せて、これらの個体群管理を実行する場合に必
34 要となるきめ細かな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、ま
35 た、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等
36 の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で
37 共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつ
38 つ、目標達成を図るものとする。

39 なお、被害防止の目的の捕獲等を行う場合にあっては、地域個体群の安定した
40 存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取
41 等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

42 また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可
43 能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

1 イ 生息環境管理

2 当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息
3 状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境
4 と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する
5 ことにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域
6 計画等との実施段階での連携を図るものとする。

7 また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区
8 に指定し、さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討す
9 るものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採
10 餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

11 ウ 被害防除対策

12 第一種特定鳥獣による被害があつて、被害防除対策を実施する場合において
13 は、個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ実施するものとする。具
14 体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追
15 い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘
16 引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係
17 者の協力を得て実施するものとする。

18 なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応
19 じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の
20 徹底を図る。

21 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理事業

22 計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除
23 対策等の多岐にわたる管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係
24 主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を
25 受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するもの
26 とする。

27 なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び
28 生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な
29 事業内容を検討して実施するものとする。

30 また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な
31 目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生
32 の未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。

33 ア 個体群管理

34 地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえ
35 て、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（総生息数、生息密度、分
36 布域、年齢構成等様々な側面を含む）を行うものとする。

37 個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え
38 方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別
39 途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画におい
40 て明らかにするものとする。併せて、これらの個体群管理を実行する場合に必要
41 となるきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟に
42 による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管
43 理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年
44 度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達

1 成を図るものとする。

2 なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地について
3 は、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じ
4 るものとする。

5 また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可
6 能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

7 イ 生息環境管理

8 当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、里地里山の適
9 切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することにより、生息環境
10 管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階で
11 の連携を図るものとする。

12 ウ 被害防除対策

13 被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個
14 体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であるこ
15 とから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容とし
16 ては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみ
17 や未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対
18 象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て
19 実施するものとする。

20 なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応
21 じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の
22 徹底を図る。

23 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

24 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であって、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標
25 を達成するために、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場
26 合においては、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画において、指定管理鳥獣捕獲
27 等事業の実施に関する事項として、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、
28 事業の目標、事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、事業の実施者等を定
29 めるものとする。

30 (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

31 当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、当該都
32 道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及びそれを基
33 にした可能な限りの将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点か
34 ら、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理の
35 ための事業に加えて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施
36 するものとする。

37 (2) 実施期間

38 実施期間については、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定め
39 るものとし、また、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間につ
40 いては対象鳥獣の生態、地域の事情等に応じて適切な期間で設定するものとし、
41 必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

42 (3) 実施区域

1 実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定めるも
2 のとする。

3 (4) 事業の目標

4 事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効
5 果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の
6 捕獲等の実績や、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づ
7 き定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等につい
8 ても目標を定めても差し支えないものとする。なお、目標については、第二種特
9 定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、捕獲等事業の進捗
10 状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。

11 (5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

12 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管
13 理計画と整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとす
14 る。

15 (6) 事業の実施者

16 事業の実施者については、実施する都道府県又は国の機関を定めるものとす
17 る。

18 8 計画の記載項目及び様式

19 計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記
20 載項目を追加して差し支えないものとする。

21 (1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

- 22 1 計画策定の目的及び背景
- 23 2 保護すべき鳥獣の種類
- 24 3 計画の期間
- 25 4 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- 26 5 第一種特定鳥獣の保護の目標
 - 27 (1) 現状
 - 28 ① 生息環境
 - 29 ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
 - 30 ③ 被害等及び被害防除状況
 - 31 ④ その他
 - 32 (2) 保護の目標
 - 33 (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方
- 34 6 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
- 35 7 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - 36 (1) 生息環境の保護
 - 37 (2) 生息環境の整備
- 38 8 その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項
39 被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必
40 要な事項を定めるよう努める。

41 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

- 42 1 計画策定の目的及び背景
- 43 2 管理すべき鳥獣の種類

- 3 計画の期間
- 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- 5 第二種特定鳥獣の管理の目標
 - (1) 現状
 - ① 生息環境
 - ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
 - ③ 被害等及び被害防除状況
 - ④ その他
 - (2) 管理の目標
 - (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方
- 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)
- 7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - (1) 生息環境の保護
 - (2) 生息環境の整備
- 8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

9 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護及び管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項（第7条の2第3項において準用する場合を含む）に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会

との情報共有を行うものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

法第7条第5項（第7条の2第3項において準用する場合を含む）に規定する利害関係人の意見聴取については、都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該国の機関の長と協議をするものとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるものとするとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 計画に関する実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I第三-2に基づき検討会・連絡協議会において検討・協議した上で計画に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、公表するよう努めるものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護又は管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

なお、第二種特定鳥獣管理計画の実施計画を策定する場合であって、当該実施計画の対象地域において、計画の目標を達成するために指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、当該実施計画と指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の整合を図るものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

- 1 保護又は管理すべき鳥獣の種類
- 2 計画の期間
- 3 保護又は管理すべき区域
- 4 保護又は管理の目標
- 5 捕獲等又は数の調整に関する事項
（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項）
- 6 生息地の保護及び整備に関する事項
- 7 被害防除対策に関する事項
- 8 その他の保護又は管理のために必要な事項

1 (6) 実施計画に基づく保護又は管理の推進

2 実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組
3 を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当
4 部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象
5 鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る
6 等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組
7 の推進に向け、連携を図るものとする。

8 (7) モニタリング

9 第一種又は第二種特定鳥獣の地域個体群の生息動向（生息数、生息密度、分布
10 域、性別構成、年齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のう
11 ち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、
12 計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その
13 検討に反映（フィードバック）させるものとする。特に、第二種特定鳥獣につい
14 ては個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別
15 等）、捕獲場所等）については確実な情報収集に努めるものとする。また、モニ
16 タリング結果の概要については、公表するものとする。

17 なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連
18 携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

19 国は、都道府県に対して適切な調査手法等の提案や助言を行うよう努めるもの
20 とする。

21
22 10 計画の見直し

23 計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等
24 により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事
25 業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を
26 検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

27 モニタリング及び科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理
28 に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必
29 要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。

30 なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

31
32 11 計画の実行体制の整備

33 保護又は管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により
34 調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備
35 し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家
36 の配置、大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護又は管理の科学
37 的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護及び管理に
38 精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるも
39 のとする。この際、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを
40 活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

41 保護及び管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であること
42 から、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するもの
43 とする。

44 特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事業を実

1 施するため、都道府県は鳥獣の管理に関する専門的職員を配置するよう努めると
2 とともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理鳥獣
3 捕獲等事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把
4 握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。国は都道府県による専
5 門的人材の育成・確保に対する支援に努めるものとする。
6
7

8 **第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項**

9 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事
10 項を盛り込み、実施に努めるものとする。

11 また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携
12 しつつ、調査研究体制を整備するものとする。

13 なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による
14 捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟
15 者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、
16 迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとし
17 る。

18 さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロ
19 メートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息
20 分布情報の標準化を図るものとする。
21

22 **1 鳥獣保護対策調査**

23 都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するた
24 め、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

25 なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて
26 適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調
27 査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図る
28 ものとする。

29 また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、
30 生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護及び管理の状況
31 についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。
32

33 **(1) 鳥獣生息分布等調査**

34 鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状
35 況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとし
36 る。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、
37 現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討すると
38 ともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとし
39 る。

40 なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び
41 管理対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成
42 するものとする。

43 また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握する
44 よう努めるものとする。

45 **(2) 希少鳥獣等保護調査**

1 希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の
2 一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生
3 息環境、生態等を調査するものとする。

4 また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因
5 を把握し、保護対策を検討するものとする。

6 (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

7 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の
8 渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調
9 査するものとする。

10 本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基
11 本として行うものとする。

12 なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向
13 上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の
14 向上に努めるものとする。

15 2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

16 鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されてい
17 る鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息
18 環境、被害等の調査を行うものとする。

19 なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行うものとす
20 る。

21 また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとす
22 る。

23 3 狩猟対策調査

24 狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

25 (1) 狩猟鳥獣生息調査

26 主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するもの
27 とする。

28 クマ類、イノシシ、ニホンジカ等特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣につ
29 いては、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努
30 力量等の捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況の把握に努
31 めるものとする。

32 なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息
33 数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

34 また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施
35 するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努
36 めるものとする。

37 (2) 放鳥効果測定調査

38 放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状
39 況を調査するものとする。

40 調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、
41 放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を
42 行うものとする。

1 (3) 狩猟実態調査

2 狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者
3 の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、錯誤捕獲等を調査するものとする。
4

5 調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実
6 態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。

7 特にクマ類については、科学的な保護及び管理の推進のため、捕獲された個
8 体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。
9

10 4 鳥獣管理対策調査

11 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立
12 に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生
13 理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努め
14 るものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行
15 動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するもの
16 とする。

17 なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保
18 護管理員においてもその把握に努めるものとする。
19
20

21 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

22 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下
23 の事項を盛り込むこととする。
24

25 1 鳥獣行政担当職員

26 鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩
27 猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のない
28 ようにする。

29 なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法
30 第76条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門
31 的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び
32 管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識につ
33 いて習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、
34 その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣
35 被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなってい
36 ることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行う
37 ことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

38 また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に
39 活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。
40

41 2 鳥獣保護管理員

42 (1) 鳥獣保護管理員の活動について

43 鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状
44 況等に関する調査、普及啓発等となっている。しかし、鳥獣による農林水産業等

への被害発生状況等を背景に、地域における鳥獣の保護及び管理に関する助言・指導並びに鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要がある。

(2) 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術並びに経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとする。特に鳥獣の保護及び管理に関する地域への専門的な助言・指導等に関する要請があることから、都道府県は、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施していくものとする。さらに、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、常時活動が求められる場合には、専門的知識等を持つ鳥獣保護管理員について、必要な報酬の確保に努めるとともに、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保について検討するものとする。

(3) 鳥獣保護管理員の総数について

鳥獣保護管理員の総数は、地域での鳥獣の保護及び管理の必要性等を踏まえ、第10次鳥獣保護事業計画における総数と同様の人数（市町村合併前の市町村数と同様の規模）により地域に密着した活動が可能となる人数を配置することや、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知識等を有する鳥獣保護管理員が、都道府県内の特定の地域等において専門的な助言・指導が可能となるような人数の配置又は必要な活動量を確保すること等、各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

(4) 鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について

鳥獣保護管理員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努めるものとする。

3 保護及び管理の担い手の育成

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

なお、保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

また、I 第四を踏まえ、鳥獣の保護及び管理の担い手及び鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の確保及び育成を図るため、鳥獣の保護及び管理に関す

1 専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。
2

3 **4 鳥獣保護センター等の設置**

4 傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保
5 護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設
6 置をする等、鳥獣保護管理事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。

7 鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等ととも
8 に各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。
9

10 **5 取締り**

11 狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅
12 速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

13 なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努
14 めるものとする。

15 (1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うもの
16 とする。

17 (2) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

18 ① 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を
19 置くこと。

20 ② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。な
21 お、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。

22 (3) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法
23 捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等によ
24 る違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

25 (4) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警
26 察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定
27 の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。

28 (5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣
29 及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施す
30 るものとする。

31 (6) 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している
32 場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養に
33 ついては、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

34 (7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当
35 職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備するものとする。

36 (8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、
37 狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得
38 て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。

39 (9) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的にかく乱を防
40 ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるもの
41 とする。

42 (10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置
43 する等、一層の連携強化に努めるものとする。
44

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第九 その他

以下について、必要な事項を記載するよう努める。

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題を整理するよう努めるものとする。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項について、当該地域における方向性を記載することとする。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。
- ③ 終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置付けを明確にするとともに、研修等を通じて育成を図る等、民間による積極的な取組を推進する。
- ④ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。
- ⑤ 都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、

1 主導的に救護を実施する。

- 2 ⑥ 油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体
3 やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとと
4 もに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備
5 を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について
6 普及啓発を行う。
- 7 ⑦ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都
8 道府県民に対し周知徹底する。
- 9 ⑧ 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等に関する
10 情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上
11 必要に応じて対策を講じる。

12 (2) 救護個体の取扱い

13 救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- 14 ① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に
15 関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨
16 を踏まえ、必要な手続を行う。
- 17 ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生
18 復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生
19 復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又
20 は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意
21 見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- 22 ③ 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を
23 与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続き
24 を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。
- 25 ④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害
26 等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収
27 容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない
28 方法での致死等の取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適
29 切に対処する。
- 30 ⑤ その他(1)②で選定した鳥獣の種類等の傷病鳥獣については、救護活動に
31 対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及
32 び野生復帰を行う。

33 (3) 感染症対策

34 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染
35 症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び
36 感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防
37 法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。ま
38 た、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

39 さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する
40 家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状
41 等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切
42 な対応を取る。

43 なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的
44 な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に

1 関する研修を行う。

2 (4) 野生復帰

3 野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- 4 ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復
- 5 していること等を確認する。
- 6 ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は
- 7 困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- 8 ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防す
- 9 る。

11 5 安易な餌付けの防止

12 I 第八に示すような鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとと

13 もに、普及啓発を積極的に推進するものとする。その際には、以下の点について留

14 意するものとする。

- 15 (1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- 16 (2) 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌
- 17 付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播
- 18 につながらないよう十分な配慮を行うものとする。
- 19 (3) 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として
- 20 餌付けとなる行為の防止を図ること。

22 6 感染症への対応

23 I 第十の考え方を基本とし、野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症

24 が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備してお

25 くものとする。

- 26 (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家
- 27 畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係
- 28 る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保
- 29 有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつ
- 30 つ適切な調査に努める。
- 31 また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住
- 32 民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見する
- 33 ためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。
- 34 (2) その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握
- 35 に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、
- 36 周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

38 7 普及啓発

39 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

40 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、

41 地域住民による保護活動等の育成指導、採鳥会等の普及活動、普及啓発資機

42 材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する

43 等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めるものとする。

44 普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理

1 が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策
2 の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣
3 を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努めるものとする。

4 また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するととも
5 に、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとし
6 る。

7 (2) 野鳥の森等の整備

8 探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを
9 体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥
10 の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

11 (3) 愛鳥モデル校の指定

12 鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定する
13 よう努めるものとする。

14 愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、
15 必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとし
16 る。

17 なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定
18 するよう努めるものとする。

19 (4) 法令の普及の徹底

20 鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の
21 規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目
22 的の所持、販売等の規制及び法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含
23 む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制
24 度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関す
25 る事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使
26 用禁止区域等、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等特に都道府県民に関係
27 のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、そ
28 の周知徹底を図るよう努めるものとする。

IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、当該都道府県における第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている場合であって、生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施するものとする。

都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）を作成するものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、当該都道府県内において、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行うものとし、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び事業の内容を定めるものとする。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差支えないものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- 1 背景及び目的
- 2 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
 - (1) 捕獲等の方法
 - (2) 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る）
 - (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る）
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込むこととする。

1 背景及び目的

1 第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を
2 導入する背景や目的について、当該都道府県内における指定管理鳥獣による被害
3 状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可
4 能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指
5 定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業
6 を強化する必要性を定めるものとする。

7 8 **2 対象鳥獣の種類**

9 対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、当該都道
10 府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理
11 の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定めるもの
12 とする。

13 14 **3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間**

15 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とするものとする。
16 なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間を設
17 定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。また、原則として
18 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定するものとする。

19 20 **4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域**

21 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対
22 象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定めるものとし
23 る。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指
24 定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがる範囲を想定し
25 ているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定め
26 るとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

27 また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画
28 に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が
29 捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合には、計画の作成及び実
30 施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携し
31 て管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者
32 間で調整を行うものとする。

33 なお、従来の捕獲活動や防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や、狩
34 猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先するなど、適切な
35 役割分担がなされるよう考慮するものとする。

36 37 **5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標**

38 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理
39 の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定めるもの
40 とする。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定めるものとする。

41 42 **6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容**

43 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込むこととする。

44 **(1) 捕獲等の方法**

1 指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について、定めるも
2 のとする。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規
3 模（日数、回数、人数等）等を定めることとする。また、作業手順や安全管
4 理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定めるととも
5 に、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切
6 な方法を定めるものとする。

7 (2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る）

8 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合
9 （適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合と
10 して環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそ
11 れがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認
12 められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第14条の2第
13 8項第1号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

14 捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣
15 の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態
16 系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定めるものとする。

17 捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中
18 毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定めるものとする。

19 また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食す
20 る他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は
21 放置しない旨を定めるものとする。

22 住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の
23 生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全
24 に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定めることとする。さら
25 に、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能
26 性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては放置をしない旨を定
27 めるものとする。

28 なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管
29 理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意見を聴取するものと
30 し、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ
31 放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリ
32 ング等によって把握し、事業途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放
33 置を中止するものとする。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個
34 体に関する情報収集に努めるものとする。

35 (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る）

36 日出前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃
37 猟」という。）については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難で
38 あり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがある
39 ことから、法第38条第1項に基づき原則禁止されている。このため、指定管
40 理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるた
41 めに夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限
42 定して、夜間銃猟を行うこととする。

43 夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃
44 猟を実施する必要性、実施する時期、区域、実施方法、実施者（夜間銃猟をす

1 際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定
2 鳥獣捕獲等事業者に限る）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境へ
3 の配慮事項を定めるものとする。

4 なお、具体的な内容については、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定
5 め、都道府県があらかじめ確認する。

6 夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であること
7 や、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留
8 意して必要な事項を定めるものとする。このため、夜間銃猟を実施しようとす
9 る場合においては、その必要性を慎重に判断することとし、専門家や関係者等
10 の意見を踏まえて実施内容等を検討するものとする。

11 12 **7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制**

13 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は
14 国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定
15 鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に事業を実施できる者が捕獲等
16 を実施する体制を定めるものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進める
17 ため、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整
18 備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、
19 科学的・計画的な事業の実施に努めるものとし、その体制を定めるものとする。

20 21 **8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項**

22 住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取りや登山・観光等で立ち入る者を含
23 む）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定めるものとす
24 る。

25 住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市
26 町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲
27 等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託
28 者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方
29 法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定めるものとする。

30 31 **9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項**

32 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会
33 への配慮その他の事項を定めるものとする。

34 **(1) 事業において遵守しなければならない事項**

35 事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定めるものとする。

36 例えば、連絡用無線機やドッグマーカ等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げ
37 られる。

38 **(2) 事業において配慮すべき事項**

39 事業において配慮すべき事項があれば定めるものとする。例えば、猟犬を使用
40 する際には訓練を確実にを行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにすると
41 ともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めるこ
42 とが挙げられる。また、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の増加に伴い、山
43 中で回収できなかつた捕獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が
44 生じることを防ぐため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲個体の放

1 置をしない場合においても、可能な限り非鉛製銃弾を使用するよう努めるものと
2 する。

3 (3) 地域社会への配慮

4 地域社会に配慮すべき事項があれば定めるものとする。指定管理鳥獣捕獲等事
5 業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区
6 域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮
7 するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及
8 啓発し、理解を得るよう努めるものとする。

11 第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

12
13 安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理
14 鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行するものとする。

15 1 関係地方公共団体との協議

16 法第14条の2第4項において準用する第7条第7項に規定する関係地方公共団
17 体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方
18 公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画対象区域に係る市
19 町村と協議するものとする。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管
20 理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置す
21 るか、隣接する都道府県等と協議するものとする。

22
23 また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合において
24 は、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と
25 協議するものとする。

26 2 利害関係人の意見の聴取

27 法第14条の2第4項において準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意
28 見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、
29 地域の事情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団
30 体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に
31 住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃
32 猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努めるものとする。
33 なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等
34 が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに
35 留意すること。

36
37 なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合において
38 は、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。また、都道府県
39 は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意
40 見聴取を行うものとする。

41 3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

42 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努
43 めるとともに、法第14条の2第4項において準用する第4条第5項の規定に基づ
44

1 き環境大臣に報告する。

2 3 **4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続き**

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合にお
5 いては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう十分配慮するものとする。また、
6 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕
7 獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第14条の2第4項
8 において準用する第7項第6項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。

9 都道府県知事は、法第14条の2第3項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施
10 計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了した
11 ときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

12 13 **5 国の機関が実施する場合の手続き**

14 法第14条の2第5項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区
15 域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む
16 都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標
17 達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施
18 することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については
19 当該国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管
20 理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に
21 適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県
22 知事の確認を受ける。

23 都道府県知事は、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の
24 機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事
25 業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟をする場合はその方法を含む）、事
26 業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容
27 が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。

28 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、実施期間が満了したときは、
29 その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に
30 通知する。

31 32 **第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方**

33
34
35 指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると
36 想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する
37 ことができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められること
38 から、夜間銃猟をする際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕
39 獲等事業者に委託する。

40 委託に当たっては、以下の考え方で行うものとする。

41 42 **1 委託先の考え方**

43 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を
44 行う観点から選定するものとする。

1 特に、認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に
2 達していることに鑑みれば、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として認定鳥獣捕
3 獲等事業者を選定することが望ましく、認定鳥獣捕獲等事業者を育成する観点か
4 らも積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない
5 場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であって
6 も、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的
7 に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事
8 業を委託できるものとする。

9
10 さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地
11 域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通し
12 ている者を選定するよう考慮するものとする。

13 なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩
14 猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体
15 等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応
16 じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体
17 制を構築するよう努めるものとする。

18 19 **2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項**

20 指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定
21 に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意するものとする。また、効
22 率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した
23 契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理
24 鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業
25 実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規
26 定するよう努めるものとし、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を
27 明確に定めるものとする。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実
28 施する事項についても定めるものとする。

29 30 **3 従事者証の交付**

31 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第8条の適用除外となり、捕獲等
32 の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を
33 受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

34 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第
35 14条の2第9項において準用する法第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する受
36 託者における捕獲等の従事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者で
37 あることの証明書を交付することとする。

38 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の
39 業務を実施する際には、従事者証を携行させるものとする。

40 41 42 **第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画**

43 44 **1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成**

1 指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安
2 全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、夜間銃猟をす
3 る際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託す
4 る。

5 夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、当該委託に係る事
6 業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含
7 む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

8 (1) 夜間銃猟の実施日時

9 夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体
10 的な時間帯を定めるものとする。

11 (2) 夜間銃猟の実施区域

12 夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地
13 域を定めるものとする。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合において
14 は、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。

15 (3) 夜間銃猟の実施方法

16 夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体
17 制、夜間銃猟の実施者等について、定めるものとする。具体的には、捕獲方法と
18 しては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的に
19 明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バック
20 ストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保す
21 る方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を
22 定めるものとする。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させない
23 ための方策について定めるよう努めるものとする。

24 (4) 夜間銃猟をする者

25 夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名、狩猟免許番号・銃所持許可
26 証番号とそれぞれの交付年月日を記載した名簿を提出するものとする。

27 (5) その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措 28 置及び周辺地域への注意喚起の方法等）

29 夜間銃猟をする際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が
30 講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定めるものとする。具体的
31 には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民
32 等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定めるものとする。
33 なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべ
34 き安全管理対策等が異なることに留意するものとする。

35 なお、夜間銃猟をする地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地
36 区の合意を得るものとする。

37 38 2 夜間銃猟の実施手続き

39 夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘
40 案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業
41 計画を書面にて提出するものとする。

42 都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に
43 適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところから従って、確認
44 を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟を行うこと。

1 都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認し
2 ながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認すると
3 ともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、
4 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行うものとする。特に、
5 夜間銃猟をする者については、夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が
6 基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲作業従事者
7 のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認するも
8 のとする。

9 なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際に
10 は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事
11 情等に鑑み、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることか
12 ら、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取す
13 るなど、十分な調整を行うものとする。

14 15 16 **第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価**

17 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等
18 事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場
19 所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証するものとする。特に、夜間銃
20 猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間
21 銃猟の効果を検証するものとする。

22 さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便
23 な分析方法等について検討するものとする。

24 また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、
25 捕獲情報等（費用等を含む。）の事業成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基
26 に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏ま
27 え、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対
28 する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣
29 捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施
30 計画を作成するものとする。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣
31 の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望まし
32 く、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。

33 国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握
34 し、情報共有に努めるものとする。